

令和8年9月2日 開会

令和8年 第3回

寒河江市議会定例会議案

寒 河 江 市

目 次

1	報告第 6 号	損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について	1
2	報告第 7 号	令和 7 年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について	3
3	報告第 8 号	令和 7 年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について	4
4	議第 3 5 号	寒河江市文化センター空調設備改修工事請負契約の締結について	5
5	認第 1 号	令和 7 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について	7
6	認第 2 号	令和 7 年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	8
7	認第 3 号	令和 7 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	9
8	認第 4 号	令和 7 年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	1 0
9	認第 5 号	令和 7 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について	1 1
10	認第 6 号	令和 7 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について	1 2
11	認第 7 号	令和 7 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について	1 3
12	議第 3 6 号	令和 7 年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	1 4
13	議第 3 7 号	令和 7 年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	1 5
14	議第 3 8 号	令和 8 年度寒河江市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
15	議第 3 9 号	令和 8 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊

16	議第40号	寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 について	16
17	議第41号	寒河江市防災行政無線更新工事請負契約の締結について	18
18	議第42号	社会資本整備総合交付金 市道仲田内ノ袋線道路改良工事 請負契約の締結について	20
19	議第43号	河北町の公の施設の設置に関する協議について	22

報告第 6 号

損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 2 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

専第9号

損害賠償の額の決定についての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、昭和56年9月11日議会の議決により指定された損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

記

1 損害賠償の原因

令和8年7月14日午前10時30分ごろ、寒河江市大字日和田6番地の1寒河江市立醍醐小学校敷地内の雑草等をエンジン式草刈機で刈る作業していた同校職員が、駐車場付近で作業をしていたところ、草刈機の刃が小石に当たり、飛散した小石が駐車していた自動車に当たり、運転席側の窓ガラスが全損したものである。

2 損害賠償請求者

寒河江市内在住の60代女性

3 損害賠償の額及び条件

- (1) 寒河江市は、損害賠償請求者に対し、金74,525円を支払う。
- (2) 損害賠償請求者は、本件事故に関し、今後いかなる事由があっても、寒河江市に対して前号以外の金員を請求しないものとする。

令和8年7月22日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

報告第7号

令和7年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和7年度寒河江市財政の健全化判断比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和8年9月2日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

記

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.17)	— (18.17)	7.5 (25.0)	— (350.0)

備考 下段括弧内は、寒河江市の早期健全化基準

報告第 8 号

令和 7 年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 7 年度寒河江市公営企業の資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 2 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

記

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
病 院 事 業 会 計	—	2 0 . 0
水 道 事 業 会 計	—	2 0 . 0
下 水 道 事 業 会 計	—	2 0 . 0

議第 3 5 号

寒河江市文化センター空調設備改修工事請負契約の締結について

寒河江市文化センター空調設備改修工事施行のため、次の請負契約を締結する。

令和 8 年 9 月 2 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

記

- 1 契約の目的 寒河江市文化センター空調設備改修工事
- 2 取得の方法 事後審査型条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 金 2 4 2, 0 0 0, 0 0 0 円

(	工 事 代 金	2 2 0, 0 0 0, 0 0 0 円
	内訳	
	取引に係る消費税及び地方消費税の額	2 2, 0 0 0, 0 0 0 円

)	
---	--

- 4 契約の相手方 寒河江市大字西根字長面 1 5 8 番地の 1
株式会社宝工務店
代表取締役 犬飼 博明

5 工 期 着 工 本契約移行の日の翌日から
完 成 令和9年3月26日

理 由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定
により提案するものである。

認第1号

令和7年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度寒河江市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

理 由

令和7年度寒河江市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を経ようとするものである。

認第2号

令和7年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

理 由

令和7年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を経ようとするものである。

認第3号

令和7年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

理 由

令和7年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を経ようとするものである。

認第4号

令和7年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

理 由

令和7年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を経ようとするものである。

認第5号

令和7年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和
7年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監
査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

理 由

令和7年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算について、
議会の認定を経ようとするものである。

認第6号

令和7年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出
決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和
7年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算を別冊のと
おり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

理 由

令和7年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算につ
いて、議会の認定を経ようとするものである。

認第7号

令和7年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、
令和7年度寒河江市立病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて
議会の認定に付する。

令和8年9月2日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

理 由

令和7年度寒河江市立病院事業会計決算について、議会の認定を経ようとする
ものである。

議第 36 号

令和 7 年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度寒河江市水道事業会計未処分利益剰余金を処分したいので議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度寒河江市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

理 由

令和 7 年度寒河江市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるとともに、令和 7 年度寒河江市水道事業会計決算について、議会の認定を経ようとするものである。

議第 37 号

令和 7 年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定に
ついて

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、
令和 7 年度寒河江市下水道事業会計未処分利益剰余金を処分したいので議会の議
決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度寒河江市下
水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

理 由

令和 7 年度寒河江市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の
議決を求めるとともに、令和 7 年度寒河江市下水道事業会計決算について、議会
の認定を経ようとするものである。

議第 4 0 号

寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年市条例第 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 2 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に、「第13条」を「第13条第1項若しくは第13条の2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2中第13条の改正規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第31号）附則第1条第6号に定める日から施行する。

理 由

人事院規則及び母子保健法の一部改正に伴い、特別休暇について、所要の改正をしようとするものである。

議第 4 1 号

寒河江市防災行政無線更新工事請負契約の締結について

寒河江市防災行政無線更新工事施行のため、次の請負契約を締結する。

令和 8 年 9 月 2 日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

記

1 契 約 の 目 的 寒河江市防災行政無線更新工事

2 契 約 の 方 法 随意契約

3 契 約 金 額 金 3 5 0 , 2 9 7 , 2 0 0 円

工 事 代 金 3 1 8 , 4 5 2 , 0 0 0 円
内訳
取引に係る消費税及び地方消費税の額 3 1 , 8 4 5 , 2 0 0 円

4 契約の相手方 酒田市両羽町 6 番地の 4

株式会社ハムシステム庄内

代表取締役 佐藤 公俊

5 工 期 着 工 本契約移行の日の翌日から
完 成 令和10年3月10日

理 由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定
により提案するものである。

議第42号

社会資本整備総合交付金 市道仲田内ノ袋線道路改良工事請負契約
の締結について

社会資本整備総合交付金 市道仲田内ノ袋線道路改良工事施行のため、次の請
負契約を締結する。

令和8年9月2日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

記

- 1 契約の目的 社会資本整備総合交付金 市道仲田内ノ袋線道路改良工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 金162,800,000円

内訳	工 事 代 金	148,000,000円
	取引に係る消費税及び地方消費税の額	14,800,000円

4 契約の相手方 寒河江市大字宮内 1 番地

楳津建設株式会社

代表取締役 楳津 武志

5 工 期 着 工 本契約移行の日の翌日から

完 成 令和 9 年 3 月 3 1 日

理 由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定
により提案するものである。

議第43号

河北町の公の施設の設置に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3の規定により、次のとおり、河北町の公の施設の設置を認めるものとする。

令和8年9月2日 提 出

寒河江市長 齋 藤 真 朗

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 河北町路線バス 寒河江線 |
| 2 | 設 置 の 場 所 | 河北町谷地字下野269番地（べに花温泉ひなの湯）
から寒河江市本町一丁目1番1号（JR左沢線寒河江
駅）までの間

市内の経由地として「下河原」、「文化センター前」、
「中央通り」及び「寒河江駅前」を設置する。 |
| 3 | 設 置 の 目 的 | 地域住民の交通手段を確保し、福祉の向上に寄与する
ため |

- 4 住民の使用関係 本市住民の当該施設の使用については、河北町路線バスの設置及び管理等に関する条例（平成11年河北町条例第2号）の定めるところによる。

理 由

河北町の公の施設の設置に関し協議するため、議決を求めようとするものである。